

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定に基づく漁業許可について

令和7年2月14日

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び香川県漁業調整規則(令和2年香川県規則第61号)第4条第1項に掲げる漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いわし機船船びき網漁業	古三崎から百貫島高頂見通し線以南の海面。 ただし、九十九山高頂から宇治島西端見通し線及び余木崎から大蔦島頂見通し線以東の海面を除く。	6月1日から 1月15日まで	143kW以下 (旧50馬力以下)	5トン以上 10トン未満	17	愛媛・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から豊島北端を見通した線以南の海面。 ただし、余木崎から大蔦島頂見通し線以東の海面を除く。	5月15日から 1月15日まで				
さわら流しさし網漁業	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から円上島頂見通し線以南の海面	4月20日から 6月15日まで 9月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	7	愛媛・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
さっぱさし網漁業	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から円上島頂見通し線以南の海面	8月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	3	愛媛・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者
きす・かますさし網漁業	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から円上島頂見通し線以南の海面	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	10	愛媛・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
かれい・こち さし網漁業	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から円上 島頂見通し線以南の海面	5月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	6	愛媛・香川連合海区漁業調整委員会が締 結した入漁協定の参加者
かに建網漁業	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から円上 島頂見通し線以南の海面	8月20日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	20	愛媛・香川連合海区漁業調整委員会が締 結した入漁協定の参加者
たい・はも・あなご 延なわ漁業	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から円上 島頂見通し線以南の海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	13	愛媛・香川連合海区漁業調整委員会が締 結した入漁協定の参加者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和7年2月14日から令和8年3月31日まで

3. この公示に係る許可の有効期間は、入漁協定表の有効期間に合わせ、単年度の許可とする。